

結城晴朝禁制 (当館寄託池沢清家文書四)



【釈文】

右、中岫江上なまゐる・下生井半手
けんみつに相定上、当洞中より乗
込み・あさかけ其外小様之行可停止、
若違犯之輩二付而者、可被及其御刷
者也、仍件如、

甲さる

(印) 八月廿一日

【大意】

中久喜城に対し上生井・下生井の地が半手と決められたからには、当方
(結城方)からの乗込みや朝がけその他の様々な軍事行動を禁止する。も
し違反した者については処罰する。

【結城晴朝について】

結城晴朝は天文三年(一五三四)、小山高朝の三男として生まれました。
天文末期に伯父である結城政勝の養子となり、永禄二年(一五五九)に家
督を相続しました。翌永禄三年(一五六〇)から、長尾景虎(上杉謙信)
が関東に出陣してくると、晴朝は当初北条氏に属しますが、謙信の侵攻が
本格化すると上杉方へ、謙信が帰国すると北条方へ服属し、北条氏と上杉
氏との間で去就を変えながら生き残りを図っていきます。

しかし、天正二年(一五七四)の下総関宿城(千葉県野田市)の攻略を
きっかけに北条氏の北関東への侵攻が本格化すると、佐竹氏・宇都宮氏ら
の反北条方と同盟を結び、北条氏に対抗しました。その後、北条氏の攻勢
により、反北条方は苦境に立たされますが、天正十八年(一五九〇)、豊
臣秀吉による北条攻めが行われた際に、晴朝は秀吉に謁見し領地を保証
されました。北条氏滅亡後の八月には、秀吉の養子である、羽柴秀康(徳
川家康の次男)を養子に迎え家督を相続させ、晴朝は隠居しました。

その後、結城家は関ヶ原の戦いで功により越前に加増転封となり、晴
朝自身も越前に移りますが、養子である秀康に先立たれ、慶長十九年(一
六一四)九月、結城城への帰城を願いつつ、越前国北庄(福井県福井市)
で死去しました。

【史料の説明】

下総国結城城（茨城県結城市）を治める結城晴朝が小山領の上生井・下生井村に対して「半手」の実現を宣言したもので、料紙の大きさは縦三一・〇×横三九・〇で、日付上に竹と松の間に二匹の犬が配置された扇型の黒印が捺されています。「甲さる」という干支から天正十二年（一五八四）のものと思われます。

「半手」とは対立する両勢力の境界にある村が、その両方に属している状態を指し、年貢などの税も両勢力に折半して納める代わりに、村の安全を保証してもらっていました。領主側も敵方の侵攻を防げないなど、危機管理能力が十分でない場合は半手を黙認せざるを得ませんでした。

当時の小山氏は、北条氏の手によって一度本拠地の祇園城を退去させられた後、天正十年（一五八二）に北条方に属することを条件に復帰していました。一方の結城氏は天正五年（一五七七）から北条氏と対立する佐竹・宇都宮氏らと同盟を結んでいました。結城氏や佐竹氏は小山領の北条方からの奪還を狙い、たびたび攻撃を仕掛けており、天正十二年には北条方と佐竹方の大軍が五月～七月まで下野国沼尻（栃木市）で対峙していました。

本書は、戦国時代の農民たちが、戦乱が続く危機的状況の中で、自らの生活をどのようにして守っていたのかを知ることができる貴重な史料となっています。

なお、史料の転載等を希望の方は文書館まで直接お問い合わせください。

※本史料は当館『学校教材史料集』第二号で教材化されています。

【参考文献】

荒川善夫編著「シリーズ中世関東武士の研究」『下総結城氏』（戒光祥出版社、二〇一二）